

令和7年 第2回通常総会議事録

1 日 時 令和7年7月31日（木）午後1時30分～午後2時27分

2 場 所 和歌山県自治会館 203会議室

3 出席者 (1) 会 員

和歌山県	和歌山市	橋本市
御坊市	田辺市	新宮市
紀美野町	紀の川市	岩出市
湯浅町	広川町	有田川町
美浜町	由良町	日高川町
みなべ町	印南町	那智勝浦町

和歌山県医師国民健康保険組合
和歌山県歯科医師国民健康保険組合
紀和薬剤師国民健康保険組合

〈書 面〉

海南市	有田市	かつらぎ町
九度山町	高野町	日高町
白浜町	上富田町	すさみ町
串本町	太地町	古座川町
北山村		

(2) 役 員

常務理事	理 事
------	-----

(3) 事務局

事務局長	事務局次長	総務課長
保健事業課長	総務課長補佐	

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から令和7年第2回通常総会を開催いたします。

本日の総会の出席状況ですが、ご出席いただいております会員さんが21名、所用のため書面により審議に加わっていただいております会員さんが13名となっており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。

開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、令和7年第2回通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、昨年3月に令和6年度から10年度までの事業運営や組織体制の方向性を示す「第5次 中期経営計画」を策定しており、昨年度はこの計画に沿って各種事業に取り組んでまいりました。

この後、令和6年度事業の概要について、ご報告させていただきますが、今後もこの計画に沿って、各種事業に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、令和6年度決算等についてでございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶いたします。

司 会

ありがとうございました。

続きまして、祝電をいただいておりますので、ご披露させていただきます。

(祝電披露)

それでは、議事に移らせていただきます。

議長を選出でございますが、慣例により事務局からご指名させていただきますよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

司 会

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議長は中芝岩出市長さんをお願いいたしたいと思います。

議 長

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力のほどお願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号について、事務局から報告いたします。

事 務 局

報告第1号 理事長専決処分について

本日の説明は「令和7年第2回通常総会附議事項」から主に皆様にお伝えしたい内容に絞った、「通常総会附議事項 説明資料」で説明させていただきます。

それでは、早速ですが、説明資料の2ページをお願いいたします。報告第1号 理事長専決処分について説明します。

理事長専決処分につきましては、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により専決処分を行いました。

内容としましては、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の後期高齢者医療診療報酬支払勘定において、後期高齢者の医療費が想定より増加したことに伴いまして、12億4,045万円を3月31日付けで増額補正いたしました。

報告事項は以上となります。

議 長

報告第1号について報告いたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に、議決事項に入ります。

議案第1号から議案第8号までは、令和6年度の事業報告並びに各会計決算についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第1号 令和6年度事業報告の認定について

議案第1号「令和6年度事業報告の概要」を説明します。

令和6年度事業につきましては、第5次中期経営計画に沿って取り組んでいるところですが、本日は、その中でも特に新たにに取り組んでいる事業を抜粋して説明させていただきます。

まずは、事業概況として、主な事業3点を記載しております。

一つ目は、保健事業の強化に関する内容。二つ目は、柔道整復、あはき（アンマ、マッサージ、はりきゅう）療養費の適正化に関する内容。三つ目は、第三者行為求償に関する内容となっております。

詳細は4ページ以降に記載しておりますので、そちらで説明します。

4ページをお願いいたします。「重複・多剤服薬者等指導支援事業」になります。

事業の概要としまして、重複・頻回受診や重複・多剤服薬などの多受診は、医療費の増加及び薬剤の副作用や飲み合わせ等による健康被害を引き起こす可能性があります。そのため、在宅保健師の会の保健師が電話や家庭訪問等により、通院や服薬管理等の情報提供やアドバイスを実施しました。

資料下のスキーム図をご覧くださいまして、まず、本事業につきましては、県国民健康保険課さんからの業務委託を受けまして、国保連合会では対象の被保険者さんに薬剤情報等を通知いたします。

そして、通知に関する被保険者さんからの問い合わせに対応するため、国保連合会内にコールセンターを設置しまして、事業の趣旨や通知書の内容についてお答えさせていただいております。

さらに、希望された市町村に対しては、在宅保健師の会の保健師さんから被保険者に対して、電話による健康相談の実施や、市町村さんと同行して訪問によるアドバイスを実施しております。

令和6年度の実績としましては、22市町村から委託を受け、172人にアプローチをかけ、事業実施前後3カ月の医療費の比較では、総額で約230万円、うち薬剤費で約55万円の削減効果が得られました。金額だけを見ますと、それほど大きな額にはなっていませんが、薬による今後の健康被害を防げたのであれば、医療費の抑制効果も相当あると言えるのではないかと考えています。

なお、今年度においては、2市町が増えて24市町村からの委託予定となっております。重複・多剤服薬者等指導支援事業については以上となります。

続いて、5ページをお願いいたします。こちらは、特定健診未受診者対策事業になります。

これまでの状況としまして、和歌山県は特定健診受診率が経年的に見て全国平均より低い状況となっております。令和5年度では保険者の皆様のご努力もあり、全国平均と同じ38.2%と追いついてきている状況ですが、健康寿命や平均寿命も全国平均より低い状況となっていることもあり、特定健診受診率を向上させようと

ということで、令和6年度から新規事業として実施しております。

6ページをお願いいたします。

特定健診未受診者へのアプローチとして、先ほどの重複・多剤服薬者等指導支援事業と同様、在宅保健師の会の保健師さんから健診未受診者へ電話勧奨を行っております。

実施状況ですが、令和6年度は、14市町から委託を受けました。対象者の選定方法は大きく2パターンに分かれまして、一つ目は、市町村独自の条件で対象者を選定するケース、主な選定理由としては、40歳から50歳代の健診未受診の方や、健診不定期受診の方などとなっております。

二つ目は、医療機関に定期的に通院していて特定健診を受けていない方を対象とするケースで、医療機関で基本健診検査項目を一定数以上実施している、医療機関を年3回以上受診している、健診未受診、この3条件すべてに該当する方を対象としております。

それぞれの効果を右のグラフに示しております、対象者数は選定条件に該当した人数、架電した人数となっております。勧奨者数は電話に應對いただき勧奨できた人数となります。受診者数は勧奨後、特定健診を受診された人数となります。

令和7年2月28日時点の人数になりますが、パターン①の全体の青色の棒グラフの受診者数は679人、パターン②の全体では32人、合計で711人となっております。

なお、直近の令和7年7月7日時点の受診者数は、パターン①は2,233人、パターン②は48人、合計で2,281人となっております。特定健診未受診者対策事業については以上となります。

続いて、7ページをお願いいたします。こちらは、柔道整復等療養費適正化業務になります。

これまでの状況としまして、令和4年度の数値ですが、和歌山県の柔道整復の1人当たり医療費は全国2位で、1位の大阪府と2位の和歌山県が突出して高い状況となっております。この柔道整復療養費の適正化に早急に取り組まなければならないということで、令和6年度から取り組みを開始しました。

8ページをお願いいたします。

療養費適正化業務の概要ですが、国保連合会と保険者の方で疑わしい請求を抽出しまして、①患者調査を行います。その結果、医療保険の対象にならない単なる肩こりや、痛みの緩和など、問題のある回答のものについて、②施術所に聞き取り・事実確認を行います。

そして、受領委任規程に基づく請求でない場合には、請求方法等の指導を行ったり、事実確認のできない場合などは不支給の決定、また、あまりに不適切な請求の場合は過去分を返還していただく、こういった取組を令和6年度から行っています。

実際に施術所を訪問して見えてきたこととしまして、来院簿や施術録の問題点としては、未作成であったり所見や受傷部位の未記入等、また、一部負担金の問題点

としては、未受領であったり領収書の控えなし等があり、受領委任の取り扱いルールが守られていない、保険として扱えないケースが散見されているところです。

9ページをお願いいたします。

適正化に取り組んだ効果としまして、調査の実施状況ですが、患者調査は延べ7,173人に対して実施しました。施術所への訪問調査は、119施術所に対して実施しました。そのうち、不正・不適切な請求による返還対象額が、令和7年3月末時点で、約6,400万円となっております。

請求状況の変化としましては、令和6年度と前年度を比較しますと、件数では、93.2%、費用額では86.7%、金額にして約2億7,700万円の減少となっており、全国平均までには、まだ下がっていない状況ですが、かなりの効果は出てきていると感じておりますので、引き続き患者調査と施術所訪問調査を継続し、受領委任制度の周知を図っていきたいと考えております。

10ページをお願いいたします。こちらは、交通事故等の救急搬送の情報連携になります。

事業の概要ですが、第三者行為求償事案の発見漏れを防ぐため、県内の市町村及び後期高齢者医療広域連合が交通事故等の救急搬送情報の提供が受けられるよう、県内の消防本部に協力を求め、令和6年度に協定を締結し連携体制を構築しました。

救急搬送の情報連携の流れとしましては、消防本部から各所在地の市町村さんへ情報が提供されます。その情報を国保連合会へ連携します。その後、本会において、被保険者資格情報と突合し、資格のある方の情報を市町村へお返しする仕組みとなっております。

令和6年度の効果としまして、令和6年6月から令和7年2月搬送分の9カ月間における救急搬送情報の受理件数は、2,350件で、そのうち国保の資格を持たれている方が491件、後期高齢者の資格を持たれている方が438件でした。その結果を市町村に提供しまして、求償事案として受付した人数が、国保で47人、後期高齢者で57人、合計で104人となっております。率としては、それぞれ9.6%と13.0%、合計で11.2%となっております。

なお、この104人は、あくまでも現在受付けている人数なので、資格絞り込み件数から受付人数を除いた残り825件についても、まだ相当数第三者行為求償事案が含まれていると考えられます。今後、保険者さんと連携し、第三者行為求償事案なのかどうかの調査を行うとともに、本会への早期委任に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

続いて、11ページをお願いいたします。こちらは、新たな事業ではなく、本会の基幹業務である診療報酬の審査になります。

査定率の状況ですが、請求額に対してどれだけ査定を行ったかというのが査定率ということになります。オレンジの点線が支払基金和歌山県支部、青の点線が和歌山県国保連合会となります。

傾向を見てみますと、支払基金は伸びているのに対し、連合会は下がってきてい

る状況で、0.1ポイント近い差がついています。

この差の原因は今のところ不明ではありますが、支払基金と連合会、県内のほぼ同じ医療機関からの請求となります。ただし、一概に言えませんが、連合会は、国保の方と後期高齢者の方を取り扱っておりますので、年齢構成は異なっております。

また、支払基金では、AIによって人が見るべきレセプトを絞り込むことで審査事務の効率化や、審査事務の拠点をブロック単位に集約することで、効果的な審査が行えているのではないかと推測しているところですが、いずれにしても正確な分析ができていない状況です。

このような状況ではありますが、本会の取り組みとしましては、審査業務の将来を見据え、審査委員会との連携のもと、ICTを有効活用した業務の効率化を図り、必要な人材・人員等を確保し、診療報酬の適正な審査に努めることを目的に審査業務5カ年計画を策定し、取り組んでいるところです。

具体的な取り組みとしましては、画面審査における効果的なコンピュータチェック項目の選定や、審査委員会からの事務付託項目の拡大、重点的な目視点検の実施など、これらを確実に実施することで、査定率向上に取り組んでいるところです。

12ページをお願いいたします。令和6年度における組織の概要を報告いたします。

資料は令和7年3月31日現在の状況ですが、(1)課及び係の設置状況では5課11係としています。総務課が15人、保健事業課が6人、電算介護課が9人、審査課が13人、業務管理課が13人としております。

(2)職員の状況ですが、職員数は57人で、退職等もあり前年度58人と比較して1人減少しています。平均年齢は45歳2カ月で、平均勤続年数は18年6カ月となっています。

(3)嘱託職員、(4)アルバイト職員の状況につきましては、記載させていただいているとおりとなっております。

事業報告は以上となりますが、13ページから令和7年度の直近の状況を記載しております。

1. 職員採用の状況ですが、令和7年6月1日現在、新規採用職員は7人となっております。令和6年度末退職者等は6人でしたので、1人増員となっております。

2. 外部組織への職員派遣の状況ですが、令和7年度は和歌山県国民健康保険課に2人、後期高齢者医療広域連合に3人、国保中央会に1人の合計6人を派遣しております。

3. ジョブローテーションの状況ですが、対象者は係長以下としておりまして、係長・主査は5年以内に、主任・副主任・主事は3年以内に課または係を異動した場合、ジョブローテーション実施者としております。

対象者は35人で、そのうちジョブローテーション実施者は29人で、実施率は82.9%となっております。中期経営計画目標数値は80.0%としておりますので、現時点ではクリアしている状況です。

14ページをお願いいたします。4. 定員管理の状況です。

事務局職員の定数については65人以内とし、階級別上限モデル人数を設定しています。

また、上限モデル人数を超える運用が必要となる場合は、理事会の承認を得ることとしています。上限モデル人数ですが、7級は3人、6級は6人、5級は11人、4級以下は上限を設定しておりません。令和7年6月1日現在の状況を記載しておりますが、いずれも上限モデル人数に納まった状況となっております。

事業報告の概要は以上となります。

議案第2号 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第4号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第5号 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第6号 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第7号 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第8号 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第2号から8号「令和6年度歳入歳出決算の概要」について説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

まず、1. 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、前提としまして、表の下にこめ書きしておりますとおり、収支の金額については、積立金や保険者間調整等の歳入歳出金額が同額となる科目は除いて集計しております。これは、純粋な収支の状況を分かりやすくするためにこのような記載としておりまして、決算書の金額とは一致いたしませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

連合会の会計には一般会計と6つの特別会計がございます。特別会計は保険者からの手数料を財源として、審査支払や共同処理等に要する経費を経理する会計となります。

表の一番下の合計のところ、令和6年度の決算状況でございますが、収入済額は19億5,716万6,602円、支出済額は16億2,085万3,385円で、差引残額は3億3,631万3,217円となります。

オレンジ色の部分のICT積立金④積み増し額ですが、下のほうに記載しておりますように、委託料の軽減や業務の見直し等の経費削減に努めた結果、約3億3,600万円の剰余が発生したことから、剰余金の一部1億5,969万

2,000円をICT等積立資産に積み立てし、残る1億7,662万1,217円を翌年度へ繰越いたします。

なお、純粋な単年度収支で申しますと、差引残額③の合計のところの約3億3,600万円から括弧の部分のうち前年度繰越金のところの約2億5,500万円を引いた差額の約8,100万円、こちらが令和6年度の単年度収支になります。

会計ごとの状況については、時間の都合上、金額を読み上げる形になりますが、ご報告をさせていただきます。

まず、一番上の一般会計です。この会計は会員負担金等を財源として、会務運営に係る事務や保健事業などの経費を経理しております。

令和6年度の収支状況ですが、収入済額3億3,378万9,066円、支出済額2億9,073万3,615円で、差引残額4,305万5,451円は全額翌年度へ繰越いたします。

国保業務勘定については、収入済額6億1,776万3,233円、支出済額4億9,178万9,593円で、差引残額1億2,597万3,640円のうち8,500万円をICT積立金へ積み増しし、4,097万3,640円を翌年度に繰越いたします。

後期高齢者業務勘定については、収入済額6億3,121万6,791円、支出済額5億4,432万6,902円で、差引残額8,688万9,889円のうち4,969万2,000円をICT積立金へ積み増しし、3,719万7,889円を翌年度に繰越いたします。

特定健康診査等業務勘定については、収入済額5,707万2,799円、支出済額3,945万5,904円で、差引残額1,761万6,895円のうち1,000万円をICT積立金へ積み増しし、761万6,895円を翌年度に繰越いたします。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、損保会社からの損害賠償金の受け払いと、求償事務にかかる経費を経理しております。

金額は損害賠償金を除く収支状況となりますが、収入済額4,083万8,541円、支出済額3,231万7,879円、差引残額852万662円は全額翌年度に繰越いたします。

介護保険業務勘定については、収入済額2億355万5,313円、支出済額1億6,908万3,000円で、差引残額3,447万2,313円のうち1,500万円をICT積立金へ積み増しし、1,947万2,313円を翌年度に繰越いたします。

障害者総合支援業務勘定については、収入済額7,293万859円、支出済額5,314万6,492円、差引残額1,978万4,367円は全額翌年度に繰越いたします。

16ページをお願いいたします。

2. 会計別積立状況についてですが、お示ししていますのは手数料収入の10%

相当額を上限に積立が可能な（１）財政調整積立金、（２）ICT積立金につきましては、令和6年度の税制改正に伴い、積立資産の上限額を、これまでの「当該年度の手数料収入の30%に相当する額を上限」から「所要の額を上限」に見直ししており、それぞれの令和6年度における積立実績と7年度の積立予算となります。

（１）財政調整積立金については、No.1の国保診療報酬特別会計、No.2の後期高齢者医療特別会計で、積立率はほぼ上限まで達しており、No.4の介護保険特別会計においても90%以上の積立率となっております。

次に、（２）ICT積立金の積立率では、今後予定しているシステム開発や改修等を考慮した所要額に対し、令和6年度に障害を除くすべての特別会計で積み増しし、後期で積立率を100%といたしました。残る国保、特定健診、介護については、令和7年度に記載の額を積み増し、積立率を100%とする予定です。

なお、障害者特別会計については、2月の総会で説明申し上げたとおり、積立額が所要額をすでに上回っていることから、段階的に取り崩しながら所要額まで減額する運用といたします。

17ページをお願いいたします。今後の手数料収入等の見通しを載せております。

まず、（１）被保険者数と取扱件数の推移ですが、青色のグラフが国保と後期の被保険者数、オレンジ色の線が、同じく内科・歯科・調剤・訪問看護・柔整・あはき療養費のレセプト取扱件数になります。

被保険者数の減少につきましては、これまでもご説明させていただいておりますが、年々減少し続け、令和10年度には、34万3,000人になる見込みでございます。このことに伴い、レセプト取扱件数も令和5年度の895万件をピークに毎年減少し続け、令和10年度には834万件まで減ることを予想しております。

特に令和6年度は令和5年度に比べて取扱件数が減り始めました。これは、予想していたよりも1年早く減少に転じたということですので、一層の歳出削減に努める必要があると考えております。

18ページをお願いいたします。（２）会員負担金と手数料収入の推移、（３）職員人件費と委託料の推移です。

令和7年度と比較して左側赤色の斜線部分、収入額がどれくらい減少するのか、また同じく右側青色の斜線部分、支出額がどれくらい増えるのかを表したグラフです。被保険者数やレセプト件数の減少に伴って収入額は年々減少し続け、右側の職員人件費と委託料の支出額は、毎年2,000万円前後増え続けます。この収入減と支出増によって、令和10年度にはトータルで7年度と比較して1億1,240万円の差が生じることが予想されます。

先ほどの令和6年度決算のところで説明いたしました単年度約8,100万円の黒字が今後毎年2,000万円から4,000万円ずつ減っていきますので、2、3年後には単年度収支がマイナスに転じ、繰越金も1億7,000万円程度ですので、このままいくと、令和11年度には収支予算が組めなくなるような状況で、国保連合会にとっては、経営上非常に大きな問題となってまいります。

このように、人件費やシステム関連経費など、削減が困難な費用がある中で、このまま何もしなければ、収支差は拡大し続け、経営が成り立たなくなるのは明白であるため、職員の雇用を守り、安定した事業運営を継続していくため、令和6年3月に「第5次中期経営計画」を策定しました。

この中期経営計画では、1. 持続可能で安定した組織運営、2. 新たな収益業務の確保、3. 事業の多角化、4. 徹底した経費削減といった4つの柱を掲げ、各種事業に取り組んでいるところですが、昨今の物価高騰、特に人件費の増加の影響により委託料が予想以上に大きくなるなど、状況は計画作成当時より厳しさを増していますので、今後、計画の見直しも随時行いながら、鋭意取り組んでいきたいと考えています。

令和6年度の歳入歳出決算の概要と今後の手数料収入等の見通しについての説明は以上でございます。

議 長

議案第1号から議案第8号まで説明いたしましたが、ここで監事さんより監査結果報告をお願いします。

監 事

監事をしております小川でございます。私から監査結果の報告をさせていただきます。

附議事項232ページの監査結果報告にあります。令和7年6月27日に岸本監事と共に、令和6年度事業報告並びに各会計歳入歳出決算及び財産管理状況について、関係帳簿と証拠書類等にもとづき監査をいたしました結果、いずれも的確に処理されておりましたので、ご報告いたします。

監事 岸本健、同じく小川裕康。以上です。

議 長

どうもありがとうございました。

それでは、議案第1号から議案第8号までについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

和歌山県

和歌山県国民健康保険課の前坂です。よろしくお願いたします。

質問ではないのですが、議案第1号令和6年度事業報告の重複・多剤服薬者等指導支援事業、この事業につきましては、県国民健康保険課から国保連合会さんをお願いをしまして事業展開しているところです。

6年度につきましては、22市町村さんに参加をいただきまして、7年度については24市町村で実施予定ではありますが、4ページに書いていただいております

とおり、被保険者さんにも当然、健康被害というところでも寄与しますし、医療費適正化という観点からも有効な事業と考えておりますので、残りの市町村さんにつきましても、中には単独で同じような事業を実施しているので参加を見合わせているということもあるかとは思いますが、こういった事業に参画をお願いしたいということと、次の5ページ・6ページの特定健診未受診者対策事業につきましても、健診受診率について和歌山県はまだまだ低い県になっておりますので、どんどん活用を是非ともお願いしたいというところですので、以上です。

議 長

事務局から何かありますか。

事務局

ご意見ありがとうございます。県の課長さんからもありましたように、今年度は24市町村さんから委託予定にはなっておりますが、全保険者さんから委託していただくことを目指しておりますので、よろしくお願いたします。

議 長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第1号から議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第1号から議案第8号まで、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号から議案第19号までは、令和7年度補正予算等についてでございますので、一括議題とすることに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第9号 一般会計減価償却引当資産の処分について

議案第10号 令和7年度一般会計補正予算について

議案第11号 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

議案第12号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

議案第13号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

議案第14号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

議案第15号 令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について

議案第16号 令和7年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計補正予算について

議案第17号 令和7年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

議案第18号 令和7年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

議案第19号 債務負担行為の設定について

議案第9号から議案第19号について説明させていただきます。

資料の19ページをお願いいたします。

「令和7年度引当資産の処分及び補正予算」についての1. 引当資産の処分につきましては、情報系パソコン等の導入に伴いまして、減価償却引当資産308万7,000円を処分し、一般会計へ123万5,000円、国保業務勘定・後期業務勘定へそれぞれ92万6,000円繰入いたします。

続きまして、2の補正予算についてですが、まず、No.1の一般会計及び各特別会計業務勘定の内容欄の一つ目のポツは、令和6年度の繰越額が確定したことに伴い、令和7年度予算へ計上するための補正となります。

二つ目のポツは、情報系パソコン等の導入費といたしまして、932万4,560円を一般会計で増額補正いたします。内訳といたしましては、パソコンレンタル料として490万円余り、媒体制御・ログ監視等の関連ソフトウェアに係る費用として377万円、オンラインストレージの容量追加に係る費用といたしまして、約64万円となっております。

なお、パソコンを調達する方法といたしまして、一般的に購入、リース、レンタルといった方法がございますが、今回の補正予算では、別途保守契約を締結する必要がないことや、職員数の増減にも柔軟に対応ができるといった利点があるレンタルの費用を計上しておりますが、実際に調達方法を決定するに当たりましては、保

守費用を含めた金額面や利便性など総合的に判断し決定することといたします。

また、当該費用につきましては、共通経費としまして、各特別会計業務勘定の手数料収入の額で按分し、資料に記載の金額を一般会計へ繰出したいたします。

次に、補正予算のNo.2につきましては、後ほど担当課長から進捗報告をさせていただきますが、10月3日、4日の両日、本県で開催を予定しております第65回全国国保地域医療学会に係る国庫補助金375万円を一般会計の歳入、歳出にそれぞれ増額補正いたします。

続きまして、No.3診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療に関する支払勘定の一つ目のポツは、国から概算交付された指定公費の過納分を国庫に返還するための増額補正で、1万円余りを国庫へ返還いたします。

二つ目のポツは、これまで、被保険者が居住する区域外の医療機関等で地方単独医療費助成制度を利用する場合は、原則、償還払いによる対応となっておりますが、国保総合システムの改修により、本年4月から国保分の県外地単公費併用レセプトの受付対応が可能となりました。

そのような中、三重県の紀宝町及び御浜町から、両町の地単公費を新宮市の医療機関等で利用した場合の現物給付化について強く要望があったことから、令和7年9月診療分から受付を開始することになったことに伴う予算補正です。

歳入・歳出に「他都道府県地単公費受入金及び支出金」の科目を新設し、276万円を増額補正いたします。

20ページをお願いいたします。3. 債務負担行為の設定になります。

情報系パソコンの導入に係る費用について、それぞれ記載の金額を令和7年度から11年度までの期間の限度額として設定いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

議案第9号から議案第19号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第9号から議案第19号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことですので、議案第9号から議案第19号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号「理事の選任について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第20号 理事の選任について

議案第20号「理事の選任」につきましては、下前副理事長の退任に伴いまして、欠員となっております理事1名につきまして、和歌山県から後任理事の候補者として、友井泰範副知事さんが推薦されましたので、補欠役員の選任をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

議案第20号「理事の選任について」の説明がございましたが、「役員候補者名簿」のとおり選任することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことですので、理事につきましては「役員候補者名簿」のとおり選任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議案審議は、すべて終了いたしました。折角の機会でございますので、何かございませんか。

事 務 局

私からは「第65回全国国保地域医療学会」の進捗状況等について報告させていただきます。

資料「その他」をお願いいたします。この第65回全国国保地域医療学会は全国国保診療施設協議会、国保中央会、和歌山県国民健康保険診療施設協議会、和歌山県国保医学会、和歌山県国保連合会が主催で開催いたします。

本学会の目的及び参加者ですが、国民健康保険制度並びに地域包括医療・ケアの理念に則り、地域医療及び地域包括医療・ケアの実践の手段を模索するとともに、関係者の相互理解と研鑽を図ることを目的に、国保診療施設関係者及び国保関係者等が参集いたします。

開催日は令和7年10月3日（金）・4日（土）の2日間で、会場は和歌山城

ホールとなります。3日の夜には、ダイワロイネットホテル和歌山で地域医療交流会も開催いたします。

記載はございませんが、学会長を国保すさみ病院の高垣顧問、副学会長を国保野上厚生総合病院の柳岡院長、日高川町国民健康保険川上診療所の平林所長にお願いしております。

学会の参加者及び演題については、参加者1,000名、講演演題200題を目標とし、4月14日から本学会ホームページを開設、併せて各都道府県連合会から直診施設への参加及び演題登録の依頼も行って参りました。特に近畿の連合会には、演題、座長、スタッフの協力依頼等も行い、7月26日時点の参加登録状況は、参加者894名、演題数が255題となっております。和歌山県の登録状況は参加者143名、演題61題となっております。

演題数につきましては、目標数に達しておりますが、参加者数が少し下回っておりますので、参加者のみ8月31日まで期間を延長し、募集しております。

資料2から3ページは学会のプログラムで、研究発表の他、特別講演、教育セミナー、専門分科会、国保直診開設者サミット、シンポジウムなどを開催することとなっております。

プログラムでオレンジ色をつけているところは、和歌山県の首長及び先生方が登壇いただくこととなっております。

学会1日目の15時からの国保直診開設者サミットには、紀美野町の小川町長、すさみ町の岩田町長が登壇され、テーマ「人口減少地域の生活を守る～都市部の未来は今の地方にある～」と題し、高齢化が進む現在の地方は、まさに都市部の未来であり、今の地方での取り組みが都市部に起きる将来の問題解決につながると考えられることから、未来に向けて、どの地域で暮らしていても住み慣れた地域で生活できるよう、今後の地域包括医療・ケアを実践する手段について開設者の皆様とともに議論していただきます。

和歌山学会の主な特徴としましては、受付時の混雑及び人員配置等を考慮し、QRコードでの受付に変更したことや、抄録集はこれまでは、冊子として配布しておりましたが、アプリを活用しスマートフォンやパソコンで閲覧できるようになっております。

国保直診開設者サミット、シンポジウム、教育セミナー以外にも、研究発表においても和歌山の先生方や市町村保健師等多数の方々が研究発表を行いますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご都合がございましたら是非、ご参加いただけたらと思います。よろしく願いいたします。全国国保地域医療学会の進捗状況は以上になります。

議 長

他に何かございませんか。

一 同

特になし。

理事長

ないようでございますので、以上をもちまして閉会といたします。

予定いたしておりました議案につきましては、すべて原案どおりご承認いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

時節柄、皆様方には、健康に充分ご留意いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げます。閉会の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(時：午後2時27分)

以上、令和7年第2回通常総会の議事録は、事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

議 長 岩出市長